

吹田歴史文化まちづくりセンター指定管理者候補者の選定方法等について

1 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書等の内容を審査し、指定管理者候補者として選定する。

2 選定の手順等

- (1) 選定委員の委嘱、諮問
- (2) 募集要項の策定
- (3) 選定項目及び選定方法の決定
- (4) 募集
- (5) 応募書類要件審査、応募団体による事業計画書等の説明
- (6) 選定結果の答申及び通知、公表
- (7) 指定管理者の指定（市議会の議決）

3 選定委員会の設置、諮問

指定管理者候補者の選定に当たっては、審査の公平性及び客観性を確保するため、吹田歴史文化まちづくりセンター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会に関する規定については、吹田歴史文化まちづくりセンター条例の定めによるものとします。

4 募集要項の策定

市は、選定委員会で意見を聞き、募集要項を策定するものとします。

5 選定項目及び選定方法の決定

選定委員会において応募者を総合的に評価するため、選定基準、評価項目、審査の基準及び配点を設定するものとします。

(1) 選定方法（採点方式）

- ア 各委員において、項目ごとの評価点数を合計し、合計評価点数を算出する。
- イ 各委員が算出した合計評価点数の平均が60点未満の場合は失格とする。
- ウ 各委員において、合計評価点数による順位付けを行う。
- エ 1位と順位付けした委員数が多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定する。
- オ 1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が最も多い者を上位とし、決定する。
- カ 2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とし、決定する。
- キ いずれの方法でも決定できない場合は、指定管理者候補者選定委員会の合議又は多数決による。

ク 指定管理候補者が辞退した場合等は、次点者を指定管理候補者とするものとする。

ケ 各項目の評価基準

配点(詳細)が5点の場合

評価	評価基準
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	やや低い
1	低い

配点(詳細)が10点の場合

評価	評価基準
10	極めて高い
8	高い
6	普通
4	やや低い
2	低い

6 募集期間

募集要項に基づき、募集期間を設定します。

7 募集書類要件審査(資格審査)

事務局は、応募者から提出された書類について下記の事項を確認し、全ての確認事項を満たさない場合は失格とする。

- (1) 要求した応募書類等が全て揃っていること。
- (2) 指定した書類に必要事項が記載されていること。

8 応募団体による事業計画書等の説明

選定委員会は、応募団体から直接、提案があった事業計画等について補足説明を求め、併せて選定委員が説明や記載内容に関する質問を行い、団体がそれに答える場を設定します。

9 指定管理者候補者の選定

選定委員会において、「5 選定項目及び選定方法の決定」により決定した選定基準及び評価項目に基づく各選定委員の評価点数等で、応募者の適否を総合的に判断し、指定管理者候補者を選定するものとします。

10 選定結果の答申及び通知、公表

- (1) 選定結果の答申

選定委員会は指定管理者候補者の選定結果を文書により答申するものとします。

(2) 応募者への選定結果通知

市は、選定後、速やかに応募者に結果を通知するものとします。

(3) 選定結果の公表

選定基準等に基づき、選定結果をホームページ上で公表します。ただし、応募者の事業活動に明らかに不利益と認められるものは、公表しないものとします。

また、選定における公平性の確保と委員会における自由闊達な意見交換を阻害する恐れがあるため、審議内容については委員名を非公開とします。

II 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、市議会での議決を経た後に市が指定管理者として指定するものとします。